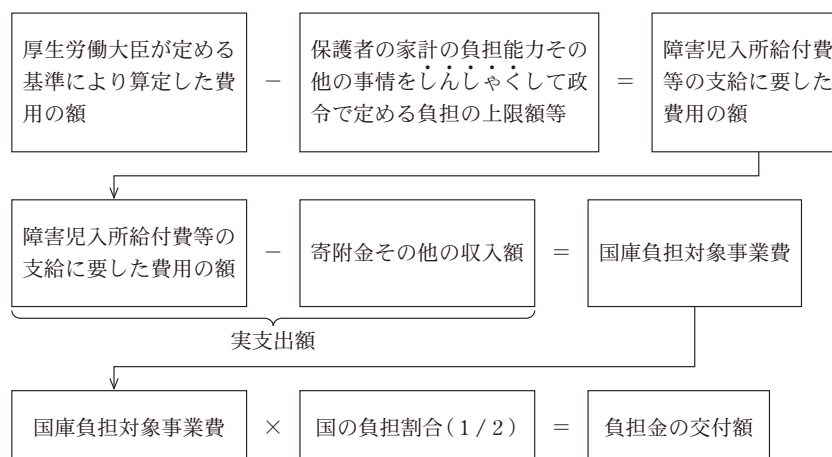


② 障害児入所給付費等に係る分



本院が、19 都道府県の 108 事業主体において会計実地検査を行ったところ、1 県の 1 事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
(172) 鹿児島県	鹿児島県	元、2	千円 1,503,857	千円 751,928	千円 10,009	千円 5,004

鹿児島県は、令和元年度の負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所措置費の支弁総額及び実支出額について、誤って、障害児入所施設等における対象となる費用の額の一部を二重に計上するなどしていた。また、2 年度の負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所給付費等の実支出額について、金額の集計を誤っていた。このため、国庫負担対象事業費が計 10,009,651 円過大に算定されており、これに係る負担金計 5,004,825 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(16) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 11,993,000 円

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下「災害復旧費補助金」という。)は、自然災害により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的としている。

厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市等(以下「都道府県等」という。)により設置された高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設等の社会福祉施設等に係る災害復旧事業を対象として、また、社会福祉法人等により設置された社会福祉施設等の災害復旧のために都道府県等が補助する事業を対象として、都道府県等に災害復旧費補助金を交付している(以下、災害復旧費補助金と都道府県等の負担分を合わせて「災害復旧費補助金等」という。))。

そして、災害復旧費補助金の交付額は、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(平成 22 年厚生労働省発社援 0315 第 9 号別紙)に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- ② 施設の種類ごとに所定の方式により算出した基準額の合計額を算出する。
- ③ ①により選定した額と、②により算出した額を比較して少ない方の額(以下「補助対象事業費」という。)に、所定の補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県等が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額に所定の国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)は、補助金の交付額の算定に当たり控除すべき寄附金その他の収入について、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月会発第1312号。令和5年廃止。以下「昭和35年通知」という。)により定めている。昭和35年通知によれば、控除するその他の収入のうち、火災保険金の範囲については、過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造改築等により効用の増加した既存建物等(以下「過去に補助金等で建設した建物等」という。)が被災したことによる火災保険金の収入から、基準額を基に算出される自己負担相当額を控除した額とされている。すなわち、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、被災した社会福祉施設等が過去に補助金等で建設した建物等に該当する場合、被災したことによる火災保険金の収入は、次のとおり、寄附金その他の収入額として総事業費から控除することとなっている。

$$\text{総事業費} - \left(\text{火災保険金の収入} - \underbrace{\left(\text{基準額} \times \text{自己負担率}^{(注)} \right)}_{\text{自己負担相当額}} \right)$$

寄附金その他の収入額

(注) 例えば、災害復旧費補助金等の補助率が4分の3の場合、自己負担率は4分の1となる。

本院が、大阪府において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助 対象事業 費	左に対する国庫補助 金交付額	不当と認 める国庫 補助対象 事業費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(173)	近畿厚生 局	大 阪 府	社会福祉法 人桃林会	元	30,532	15,264	23,986	11,993	総事業費から火災保険 金を控除してい なかったもの

社会福祉法人桃林会(以下「法人」という。)は、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震により被災した養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを併設した1施設並びに幼保連携型認定こども園4施設(以下、これらを合わせて「5社会福祉施設」という。)に係る災害復旧工事を総事業費計34,722,432円で実施したとしていた。

そして、法人は、前記の①から③までにより、総事業費から控除する寄附金その他の収入額はないとして、補助対象事業費を計30,532,000円とする事業実績報告書等を令和元年12月及び2年3月に大阪府に提出し、2年3月及び5月に災害復旧費補助金等計22,898,000円(国庫補助金相当額計15,264,000円)の交付を受けていた。

しかし、5社会福祉施設の建物はいずれも過去に補助金等で建設した建物等に該当しており、法人は、前記の地震により被災したことによる火災保険金計61,626,043円を平成30年11月に受け取っていた。そのため、法人は、補助対象事業費の算出に当たり、当該火災保険金については、昭和35年通知に基づいて計算した額を寄附金その他の収入額として総事業費から控除する必要があった。

したがって、5社会福祉施設に係る火災保険金61,626,043円について、昭和35年通知に基づいて、自己負担相当額を除いた額を総事業費から控除するなどして適正な補助対象事業費を算定すると計

6,545,284 円となることから、前記の補助対象事業費 30,532,000 円との差額 23,986,716 円が過大となっており、これに係る国庫補助金計 11,993,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において補助対象事業費の算出に当たり火災保険金を総事業費から控除することの確認が十分でなかったこと、大阪府において事業実績報告書等の確認が十分でなかったことによると認められる。

(17) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,010,002 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)^(注)が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

(注) 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{介護給付及び予防給付} \\ \text{に要する費用の額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{国の負担割合} \\ \left(\begin{array}{l} \text{施設等分} \quad 15/100 \\ \text{その他分} \quad 20/100 \end{array} \right) \end{array}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成28年度から令和4年度までの間に交付された負担金について、21都道府県の87市区町村、3一部事務組合及び3広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県の3市については、事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査したところ、1県の1町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。